

【注意喚起】銀行員や警察官等を装った特殊詐欺

【ポイント】

○最近、米国の他の公館管内で、銀行やクレジットカード会社、警察官等の公的機関の職員を装い、口座凍結や逮捕を示唆し、不安をあおって、お金を騙し取ろうとする詐欺被害の報告が複数寄せられています。

○同様の手口の詐欺は世界中で行われており、中には数万ドルの被害を受けたケースも確認されていますので、十分に注意してください。

○銀行やクレジットカード会社、警察などの公的機関が、電話で金銭を求めるとはあり得ません。金銭を要求された際には、詐欺の可能性が非常に高いため、通話を切り、警察に相談してください。

【本文】

● 犯行手口

1 銀行員を名乗る者から、「ワシントン DC において、あなた（邦人被害者）のクレジットカードで武器の購入が行われた」という電話があり、身に覚えがないと伝えると、同銀行のスーパーバイザーを名乗る者に電話が転送された。同人物から「銀行の規則に従い、国土安全保障省に報告しなければならない。報告すると、あなたはブラックリストに載り、最悪の場合、刑務所に行くことになる。2 時間以内にポリスレポートを取得し、こちらの銀行に送れば、あなたの潔白を証明できる」と言われ、電話をワシントン DC の警察署へ転送すると告げられた。

2 転送先の警察官を名乗る者から、「ワシントン DC まで来て貰う必要がある」と言われたため、〇〇在住であると伝えると、相手は「一度電話を切るが Washington, DC Police District 1 の電話番号からかけ直す」と言いつつ、同警察署のホームページで電話番号を確認するよう求めた。その後、電話を切られたが、すぐに同ホームページに記載の電話番号と同じ番号から着信があった。

3 電話の相手から、「特別にリモートでポリスレポートを作成出来ることになった。」との説明があり、同レポート作成のために必要であるとしてビデオ通話へ誘導された。ビデオ通話で警察バッジ及び証明書の画像を見せられ、氏名や ID などの個人情報聴取された。ポリスレポートの作成が終わったところで、「あなたが国際犯罪組織と繋がっていることが判明した。このままでは、48 時間以内に逮捕される。一旦、保釈金 10 万ドルを支払えば、逮捕を遅らせることができる。後で、保釈金は返ってくる。」などと送金を要求される。

● 犯行手口の特徴

1 銀行やクレジットカード会社或いは警察官等の公的機関の職員を名乗る者から、「ワシントン DC においてあなたのクレジットカードで武器の購入履歴があった」、「あなたの名前で借りられた車がテキサス州に乗り捨ててあり、薬物と小切手帳が見つかった」等の電話があり、口座凍結や逮捕、刑務所へ収監される可能性があると言われる。

→ 被害者が実在の警察署に出向くことを阻止するため、居住地から遠い場所で犯罪があったと説明。

2 ○時間以内にポリスレポートを取得し、こちらに送付すれば無実だと証明できると言われる。

→ 時間制限を設けることにより心理的な動揺を与え、正常な判断ができなくなることを狙っている。

3 銀行やクレジットカード会社の職員を名乗る者から警察官を名乗る者へ転送される。

→ 複数人で犯行に及ぶことで被害者を信用させようとする。また、警察官を名乗る者は相手を安心させるよう同情的なアプローチをすることがある。

4 実在する警察署の電話番号を HP 等で確認させた後、一度電話を切り、再度着信した際に表示された電話番号が先ほど調べた実在する警察署の電話番号と同じであることを確認させる。

→ 実在する警察署の電話番号を装うなど巧妙な手口で本物の警察官であることを印象づけ信用させる。電話番号の偽表示は、詐欺グループの常套手段。

5 ビデオ通話への移行を求められる。

→ 録画をするなどと伝え、被害者に動揺を与える。

6 ビデオ通話へ移行後、警察バッジや証明書の画像を見せられる。

→ 本物の警察官であることを印象づけ信用させる。

7 あなたは容疑者であるため本件を誰にも話してはいけないと言われる。

→ 家族や知人に相談させず孤立させ、頼れるのは警察（偽）だけだと思込ませる。

8 行動を監視するため、証拠を残すためと理由をつけ、ビデオ通話は繋げたま

まにするよう指示される（切るとすぐにかけ直してくる）。

→ 途中で詐欺が疑われた場合でも、誰にも相談させないようにする。

9 あなたを無実にするべく関係機関に特別に口利きをすることが出来るが、〇〇ドルの支払いが必要と言われる。

→ 警察等の公的機関が電話で金銭を要求することはないのが分かっているが、それまでの流れや心理状態によっては信用してしまうことがある。

● 被害防止対策

1 身近な人に相談する。

一旦通話を切って、必ず親族や知人に相談しましょう。詐欺グループは銀行の凍結や逮捕といった言葉を巧妙に使って被害者を焦らせ、正常な判断ができなくなるよう仕掛けてきます。絶対に一人で抱え込まずに周りに相談し、客観的な助言をもらうようにしてください。

2 自ら事実確認を行う。

仮に着信画面に表示された電話番号が、実在する正規の電話番号と同一であったとしても、上記犯行手口に類似する内容の話があった場合は、一度通話を切り、自ら該当の会社や公的機関に電話をかけ、事実確認を行ってください。

また、警察バッジや証明書等を見せられた場合には、名前と識別番号などを控え、理由をつけて一度通話を切り、管轄の警察署へ連絡の上、控えた情報を伝えて、実在する警察官なのか確認してください。

3 金銭の要求は「必ず疑う」。

銀行やクレジットカード会社、警察などの公的機関が、電話で金銭を求めることはあり得ません。金銭を要求された際には、詐欺の可能性が非常に高いため、通話を切り、警察に相談してください。

在留邦人の皆様におかれては、上記を参考に、詐欺被害に遭わないよう十分ご注意ください。また、類似した内容の電話があった際には落ち着いて対応し、必要に応じて警察へ相談いただくなど、慎重に対処してください。

※ この情報は、お知り合いの方にもお知らせ下さい。

※ このメールは、在留届にて届け出られたメールアドレスに登録されたメー

メールアドレスに自動的に配信されております。

※ 「在留届」を提出された方で帰国、他国（州）へ転居された方は、以下のURLから帰国又は転出届を提出願います。

<https://www.ezairyu.mofa.go.jp/RRnet/residencereport/login>

【問い合わせ先】

在シカゴ日本国総領事館

Tel: (312) 280-0400 (24 時間対応)

Fax: (312) 280-9568

Email: ryoji1@cg.mofa.go.jp